



交企政第28号
令和3年8月17日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

交野市長 黒田 実



2021年度自治体キャラバン行動に関する要望書について（回答）

2021年7月8日付で要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

【2021 自治体キャラバン 要望】

- (1) 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

〈回答：人事課〉

交野市職員定員管理計画に基づき、計画的に職員を採用し、緊急時にも対応できる職員体制の確保に努めます。

- (2) コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

〈回答：市民課、医療保険課、税務総務係、福祉総務課、健康増進課〉

市民課では、現在、星田会館で各種証明の発行を、本庁窓口ではマイナンバーカード交付等の休日開庁を実施しております。また、コンビニ交付サービスの利用も推進しており、コロナ禍において緊急を要する窓口対策等の事業はなく、現状は実施している休日開庁以外の対応は考えておりません。

医療保険課では、各種申請について、窓口申請以外に郵送申請対応を、問い合わせ・相談や健診申し込みについては、窓口・電話以外にメールでの対応を、納付相談については、年4回休日に行っております。

税務室では、コロナ禍対策として窓口対応が必要な事業も少なく、現状において土日祝日の窓口開設は要しないと考えております。

福祉総務課では、年末年始等の連休中に不測の事態が発生した場合の対応として、社会福祉協議会と連携し、必要に応じて生活困窮者への支援を行っております。

健康増進課では、日曜祝日に休日診療所を開設し、発熱者等の診療を実施しております。新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、協力医療機関に紹介し、適切に検査、治療を受けていただける体制を構築しているところです。

- (3) 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

〈回答：政策企画課、水道局総務課、下水道課〉

現金支給による市独自の支援策としては、昨年度は市民向けに「新生児臨時特別給付金」で10万円の支給や「おりひめ子育て支援臨時特別給付金」で1万円等を支給し、今年度は、市内認定こども園・放課後児童会等の従事者や薬剤師に給付金を支給しているところです。

また、昨年度に引き続き、事業者向けの支援策としても、介護保険・障がい福祉・福祉サービス事業所や公共交通事業者に加えて、大阪府制度融資等を活用し、事業継続に取り組む事業者へに支援金を給付しております。

現在、上下水道基本料金減免につきましては、実施の予定はございませんが、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症による住民生活への影響に鑑み、必要な支援策について検討してまい

ります。

(4) 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

〈回答：政策企画課〉

国・府に対しては、要望の多い幅広い事業者を対象とした支援制度を求めているところであり、引き続き、必要な新型コロナウイルス対策事業を講じることができるよう関係部署と連携を図りながら、取り組んでまいります。

(5) 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な PCR 検査の実施など、必要なところにいち早く PCR 検査ができるようにして下さい。

〈回答：健康増進課〉

地域医療構想の見直しにつきましては、国、府の動向を注視し、必要に応じて働きかけて参りますとともに、市民に対し迅速に PCR 検査を実施できるよう、適宜、四條畷保健所、市医師会と連携を図り、濃厚接触者を含めた検査実施体制の強化や感染防止対策を実施しております。

また、高齢者施設等における定期的な PCR 検査の実施につきましては、現在、大阪府が実施しておりますことから、市での実施は考えておりません。

(6) 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

〈回答：健康増進課〉

大阪府に対し、保健所の機能強化を求めるとともに、管轄保健所との連携を図り、適切な役割分担のもと対応してまいります。

(7) ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

〈回答：新型コロナワクチン接種対策室〉

本市の接種計画におきましては、65 歳以上の高齢者、基礎疾患を有する人等の次に、市内の施設（保育関係、小中学校、介護施設、障がい者施設等）に従事する職員を市独自に先行接種の対象とし、接種を実施しているところです。

(8) 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

〈回答：子育て支援課〉

子ども及びひとり親医療費助成制度について、現行存続或いは拡充については、大阪府の制度

拡充及び全国的な制度化が必要であり、全国共有の制度となるよう、今後も引き続き、国・大阪府に要望してまいります。

- (9) 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

〈回答：子育て支援課、福祉総務課、環境総務課〉

市内の子ども食堂等では、子どもの居場所事業として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みを行い、それぞれ週1回～月1回の頻度でフードパントリーや会食形式にて実施されており、食事の提供を通じた子どもの居場所づくり事業を展開されているところです。

令和3年度から活動の充実に向け、初期経費補助金に加え運営経費補助金を実施しているとともに、適時、各団体の情報交換等の場である連絡会等の機会を通じて、情報提供や情報共有等を行ってまいります。

また、本市では府内の子ども食堂やシングルマザー団体に対して、フードバンク事業を行っている事業者と令和3年4月に事業連携協定を結びました。同年6月から市の施設窓口（3か所）でフードドライブ事業を開始し、現在、市内の子ども食堂等4か所に対して支援を行っています。

これらの事業等以外での支援としては、生活にお困りの方が相談できる機関のひとつとして、生活困窮者自立相談支援事業の「自立相談支援機関」があり、相談内容によって適正な支援につながるよう、関係機関と連携を図っております。

- (10) 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

〈回答：学校給食センター、こども園課〉

小中学校の給食費の無償化につきましては、本市では就学援助制度により、一定の所得金額以下の世帯の方に対して、給食費分を全額公費で負担させていただいているところです。

全世帯の学校給食費を無償化する場合、年間で約2億4千万円程度の市の負担が増加することになり、これだけの経費が必要になることを考えますと、市単独の施策としての給食費無償化は、困難であると考えております。

また、休校中の給食の提供については、現在は考えておりません。

保育所・こども園・幼稚園などの副食費の無償化につきましては、1号・2号認定の子どもに市独自の多子カウントにより、第3子以降の副食費を完全無償化としています。

また、コロナ禍のもとで、市の要請に基づき登園自粛を行った1号・2号認定の子どもに対する副食費については、市独自に日割りを実施しております。

- (11) 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手

当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

〈回答：医療保険課〉

国民健康保険料につきましては、大阪府から示された納付金額に基づき、保険料率を決定し、保険料を算出しています。また、減免につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に対して、令和3年度国からの財政支援が全額から一部助成に変更されましたが、示された基準（令和2年度同様）に基づき行っており、財政支援の拡充については、市長会等を通じ、国・府へ要望をあげております。

市独自の減免につきましては、「低所得者減免」の基準について、新型コロナウイルス感染症拡大の状況から低所得者の減免基準を令和2年度基準（生活困窮者で前年中の合計所得が生活保護基準を参考に算出した合計額の1.3倍の額以下の世帯）に据え置くこととしました。

傷病手当につきましては、健康保険法に準じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、労働者本人が感染した場合等に休みやすい環境を整備することを目的として、国から基準が示されています。本市においても国の財政支援を受け、制度の整備を行うため、被用者のみの対応としております。

傷病手当や減免制度等の周知については、6月の保険料決定通知書の発送時に、新型コロナウイルス感染症の影響による減免を主な内容としたチラシを同封しており、それ以外にも「国保かたの」や広報紙、市ホームページにて行っています。

なお、各申請については、三密を避けるため、郵送申請、ホームページから申請用紙がダウンロードできるなどの対応をしております。

- (12) 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。（※介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください）介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げるてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

〈回答：高齢介護課〉

第8期保険料につきましては、介護給付費準備基金の一部を活用することにより保険料の上昇を抑制し、前期保険料と同額に据え置いたところです。

非課税世帯に対しましては、すでに公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化が行われている一方、本市におきましては、課税層の保険料段階が多段階化しており、所得に応じた介護保険料となるよう設定しております。

また、生活実態に即して、真に生活が困難な状況にある方に対しましては、市独自の減免制度も設けております。

- (13) 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

〈回答：生活福祉課、福祉総務課〉

生活保護の申請書については、現在ホームページではアップいたしておりません。保護の相談については、申請前に現在の状況を詳細に聞き取る必要があることから、面談や電話にて対応しており、来所が困難な方については、こちらからお伺いして、対応を行っているところです。

なお、これらの相談の結果、申請書を郵送で希望される場合においては、個別に対応させていただきます。

扶養照会につきましては、国からもその見直しについて通知があったことから、国の通知に基づき適切な事務に努めてまいります。

生活困窮者自立相談支援事業について、本市では社会福祉法人交野市社会福祉協議会へ事業委託しており、当該相談事業のひとつである住居確保給付金事業についても、委託先のホームページで周知しているところです。

現在、住居確保給付金にかかる申請書については、生活にお困りになられる要因は様々であり、生活状況等の聞き取りや制度内容、対象要件等について説明をさせていただく必要があることから、電話や来所による相談で対応しているため、ホームページにはアップしておりません。

- (14) 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

〈回答：健康増進課、障がい福祉課、高齢介護課〉

介護事業所・障がい者事業所につきましては、市独自の施策として、特別支援金の支給を行ったところです。

また、国庫補助により、医療機関、事業所等に対しまして、かかり増し経費等の支援も行われますことから、一定の支援は受けられるものと考えております。

しかしながら、今後、こうした状況が長引くようなことがあれば、状況を見極めつつ、必要な施策を国・大阪府へ要望してまいります。

- (15) 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

〈回答：子育て支援課、人権と暮らしの相談課〉

児童虐待については、外出自粛要請により、リスクが高まっていることから、地域子育て支援拠点事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組みを行い、親子で集う場、来所・電話相談を実施しておりと共に、市ホームページにて、子育てなどに関する窓口相談を情報提供しております。（<https://www.city.katano.osaka.jp/corona/2020042700261/>）

また、DVについても、ステイホームが長引き、不安やストレスからのDV被害の可能性が高まる中、そのような相談に即座に対応出来るよう、職員によるDV相談、専門職による女性相談

や人権相談などを実施しており、必要に応じて関係機関や関係部署と連携し、解決に向けて取り組んでおります。相談体制の周知につきましても、市ホームページや広報紙を通じて行っており、引き続き関係機関や関係部署と連携し、相談体制の充実や整備、周知等に努めてまいります。

(16) 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

〈危機管理室 地域安心担当〉

避難所における新型コロナウイルス感染症対策としまして、感染予防対策物資（マスク、消毒液、使い捨て手袋等）の準備や三密を避けるためにスペースの確保や間仕切りテント等、体制を整えています。

また、避難所担当となる職員を対象に感染防止対策を踏まえての避難所運営について研修を行っております。